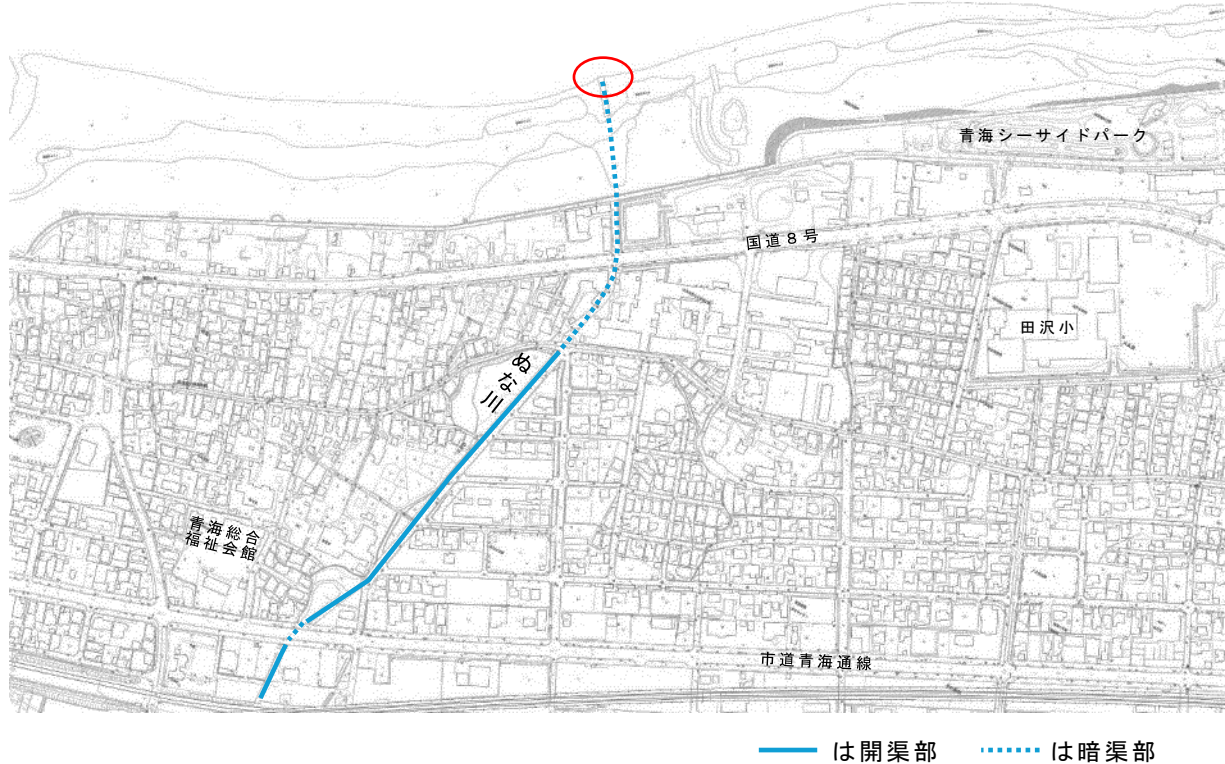


準用河川「ぬな川」河口における汚濁発生について

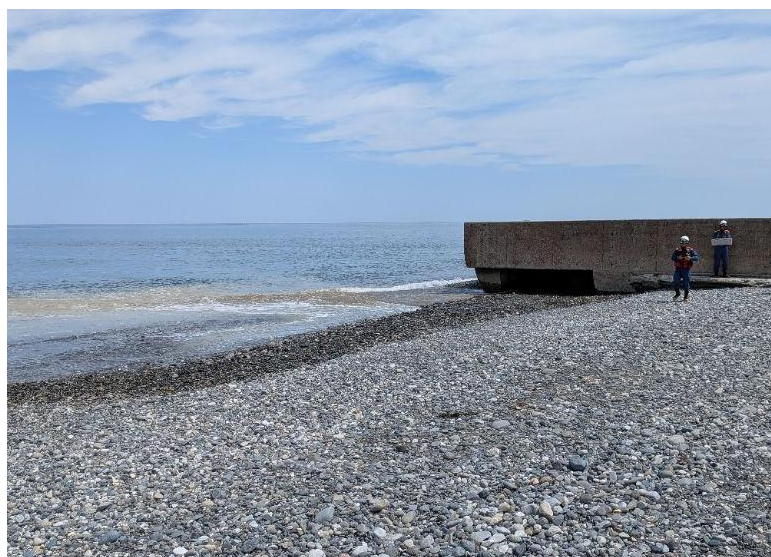
1 位置図



2 経過等

日付	内容
5月31日	・海岸散策者から河口の濁りと入水による手のヒリヒリ感があるとの消防通報（午前9時19分覚知） ・関係機関参集（上越海上保安署、糸魚川警察署、糸魚川地域振興局河川砂防課、糸魚川市青海事務所・消防署） ・海上保安署による水質測定（午前／PH9.5 午後／PH7.5） ・散策者が皮膚症状継続により夜間に医療機関受診（化学熱傷との診察）
6月1日	・県環境センターによる水質測定（PH7.5～8.0 重金属類検出なし） ・市で河口付近の立入制限ロープを設置（約30m） ・正副議長、委員長、地元2自治会長に電話報告
3日	・5/31の採取水を海上保安署から市が譲り受け、上越環境科学センターへ水質検査（1回目）を依頼
4日	・近隣の閉鎖工場内の立入調査（県、海上保安署、市、地権者が立会） ※ぬな川への流入を示す異常所見は確認されず
10日	・上越環境科学センターへ水質検査（2回目）を依頼
11日	・6/3依頼分（1回目）の検査結果（速報）を受領
17日	・6/10依頼分（2回目）の検査結果（速報）を受領
19日	・河口付近の立入制限ロープを撤去
7月2日	・上越環境科学センターへ水質検査（3回目）を依頼
8日	・7/2依頼分（3回目）の検査結果（速報）を受領
17日	・海水浴等での入水を考慮し河口付近にロープを再設置（～8/31）

< 5 月 31 日 午前 10:00 頃撮影 >



< 水質検査結果（速報値） >

単位：(2)～(6)まで mg/ℓ

項目※1	①5/31 採水分※2	②6/4・10 採水分	③7/2 採水分	河川の環境保全 基準値
(1)水素イオン濃度 (PH)	10.7	7.4	7.6	6.0 以上 8.5 以下
(2)生物化学的酸素 要求量	15	12	6.8	10mg/ℓ以下
(3)浮遊物質	270	49	28	ごみ等の浮遊が認め られない
(4)溶存酸素量	7.6	6.4	5.5	2mg/ℓ以上
(5)クロロプレ	0.014	0.026	0.018	(基準なし)
(6)クロロ酢酸	14	0.002 未満	0.002 未満	(基準なし)

※1 項目(1)～(4)は、環境基本法による検査項目

※2 5/31 採水分は、検査機関による採水サンプルではないこと、採水から検査機関への依頼（6/3）まで時間を要しているため参考値